

面会交流支援機関利用の流れ

(①～⑦の各段階での注意事項は「面会交流支援機関利用の手引き」を参照してください。)

①1回目の面会交流についての当事者間の同意

どの支援機関を利用するかについて、調整が難しい場合は、中央当局に御相談ください。

②面会交流支援機関の選択

以下のような点について、あらかじめ当事者間で同意しておいてください。

- ・支援機関を使うこと
- ・方法（直接会う、オンライン等）
- ・場所（面会交流支援機関か、その他か）
- ・面会時間の長さ

その他詳細は、利用する支援機関と相談する必要があります。

③中央当局に対し、「面会交流支援機関の支援申込書」を提出

④面会交流支援機関への支援申込み

当事者から面会交流支援機関に、メールか電話で直接連絡をしてください。

当事者双方が支援機関に支援申込みの連絡をしたあと、中央当局による経済的な支援を開始します。

中央当局は、受理面接および面会交流の費用（当事者が支援機関に支払うべき費用のみ、回数に上限あり）を負担します。

⑤面会交流支援機関との受理面接

必ず受理面接を受けてください。

当事者間で合意した内容について、支援機関が対応できない場合もあります。支援の内容について確認をしてください。

⑥1回目の面会交流

中央当局による費用負担は終了です。継続して面会交流支援機関での支援を希望される方は、御自身で費用負担の上、御利用ください。

⑦中央当局負担による面会交流の最終回